

データ活用イベント運営業務委託
企画提案募集要項

県民・事業者・行政がそれぞれ抱えている課題に対して、メタバースの活用を前提に課題解決の方法を検討するアイデアソンを実施する。

この事業の受託者を選定するため、データ活用イベント運営業務委託（以下「本業務」という。）に係る企画提案を下記のとおり募集する。

記

- 1 委託業務名
データ活用イベント運営業務委託

- 2 委託業務内容
本業務提案要求仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

- 3 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日

- 4 予算額
3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

- 5 参加資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
(1) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和2年埼玉県告示870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」または「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」に登録されていること。
(2) 次のアからカまでのいずれにも該当すること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定め

る競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

質問事項受付開始	10月18日(火)
質問事項の受付期限	10月24日(月) 15時まで
質問事項の回答	10月25日(火)
企画提案参加希望書の提出期限	10月26日(水) 17時まで
企画提案書の提出期限	11月 1日(火) 12時まで
一次審査(書類審査) 結果通知	11月 2日(水)
二次審査(プレゼンテーション)	11月 4日(金)
選考結果発表	11月 8日(火) (※予定)

7 企画提案募集から受注者決定までの手続き

(1) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

質問方法：募集要項の内容等に関する質問書(様式第3号)に記入の上、下記メールアドレスに送信するものとする。

(メールアドレス) a2440-11@pref.saitama.lg.jp

(メールの件名) データ活用イベント運営業務委託企画提案質問書

質問受付期間：令和4年10月24日(月) 15時まで

イ 質問の回答

質問への回答は、令和4年10月25日(火)以降、県ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加表明

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、あらかじめ参加表明を行うこと。

ア 提出書類

(ア) 企画提案競技参加申込書(様式第1号)

(イ) 会社概要(様式第2号) ※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。

イ 受付期限

令和4年10月26日(水) 17時まで

ウ 提出先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当

(住所) 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)

(メールアドレス) a2440-11@pref.saitama.lg.jp

エ 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれか(必着)

※ 持参の場合は、事前に電話で事前予約すること。平日の9時～17時(※10月26日(水)は9時～15時)までの受付とする。

(電話) 048-830-2442

※ 郵送の場合は書留とし、電子メールの場合は必ず到達確認の電話をすること。

(3) 企画提案書の提出等

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

ア 提出書類

別添「データ活用イベント運営業務提案要求仕様書」を参照のうえ、募集要項「8 企画提案書」に示す書類を提出すること。

イ 受付期限

令和4年11月1日(火) 12時まで

ウ 提出方法・提出先

電子メールにより、以下のメールアドレスあてに提出すること。

メール送信後に必ず到達確認の電話をすること。

(メールアドレス) a2440-11@pref.saitama.lg.jp

(メールの件名) 【提案書等】 データ活用イベント運営業務委託

(電話) 048-830-2442

エ その他

- ・ 企画提案は、1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)
- ・ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

8 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

様式は任意とするが、A4判横長(最大20ページの範囲内、表紙及び目次除く)で作成すること。

提案書のファイル形式はMicrosoft office形式またはPDF形式とすること。

(1) 表紙

- ・ 表題(データ活用イベント運営業務委託企画提案書)
- ・ 応募者の所在地、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

(2) 目次

(3) 提案内容等

「データ活用イベント運営業務提案要求仕様書」に記載されている各提案依頼事項について、それぞれ具体的に記載すること。

(4) 添付書類

委託料見積書

- ※ 様式は任意とする。
- ※ 見積書は、項目、単価等を明らかにした積算内訳とすること。
- ※ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

9 契約先候補の選考方法

本事業における契約先候補者については、以下の審査を経て選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

- ア 提出された企画提案書に基づく書類審査を実施する。ただし、企画提案競技の参加者が3者以下の場合は、提出書類を確認後、「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査のみを実施する。
- イ 第一次審査の結果は、企画提案競技の参加者全員に対して、令和4年11月2日（水）に電子メールで通知する。
- ウ 第一次審査通過者は、3者以内を想定している。
- エ 第一次審査通過者については、以下「(2) 第二次審査（プレゼンテーション）」の審査を実施する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

- ア 第二次審査（プレゼンテーション）は、令和4年11月4日（金）にWeb会議（Zoom）により行う。詳細については、第一次審査通過者に別途通知する。
- イ プレゼンテーションの内容は企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について、説明を行うこと。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。
- ウ プレゼンテーションの時間は20分、質疑の時間を15分とする。
- エ プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。
- オ プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトリーダー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。なお、審査に参加できる人数は、3名以内とし、参加した者が分担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めること。
- ク 第二次審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、11月8日（火）以降に電子メールで通知する予定である。

10 契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「データ活用イベント運営業務企画提案評価基準書」及び「データ活用イベント運営業務評価項目一覧」を参照すること。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合は

ある。

契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次に高かった者と改めて協議を行う。

12 選定結果

選定結果は個別に通知するとともに、県ホームページに掲載する。

なお、情報公開請求があった際には、請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 契約保証金について

(1) 「11 契約の相手方の決定方法」により埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納めること。

(2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項に該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出(到達)したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
- ク 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
- ケ 見積金額を訂正したもの。
- コ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

15 問い合わせ先

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 高橋

(住所) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (本庁舎2階)

(電話) 048-830-2442 (メールアドレス) a2440-11@pref.saitama.lg.jp